平成25年6月25日

各　位

会　社　名　株式会社ＫＶＫ
代 表 者 名　代表取締役社長　末松　正幸
（コード番号　6484）
問い合わせ先　総　務　部　長　北川　喜一
（TEL　058-293-0006）

# ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成25年6月25日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び監査役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役及び監査役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社取締役及び監査役に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行するものです。

２．新株予約権の発行要領

（１）新株予約権の名称

株式会社ＫＶＫ　　第６回　新株予約権

（２）新株予約権の総数

57個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（３）新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役７名　　54個
当社監査役１名　　３個

（４）新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式57,000株(新株予約権１個当たりの目的となる株式数1,000株)

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載に同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による１株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は併合）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）を行う場合、その他株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

（５）新株予約権の払込金額の算定方法

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

（６）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１株当たり金１円

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）には、行使価額を次の計算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規株式発行による増加株式数}}$$

上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が合併等を行う場合、その他行使価額の調整が必要な場合には、当社は、行使価額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

（７）新株予約権の権利行使期間

平成 25 年７月 18 日から平成 55 年７月 17 日まで

（８）新株予約権の行使の条件（行使価額及び行使期間を除く。）

定時株主総会決議に基づき、本契約で次のとおり本新株予約権の行使の条件を定める。

（ⅰ）新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、その死亡の翌日から 10 ケ月を経過する日までの期間に限り、相続人が新株予約権を行使することができる。

（ⅱ）新株予約権者は、退職した日の翌日である「権利行使開始日」から 10 日を経過する日までの期間に限り、付与された権利の全部を一括で行使しなければならない。

（9）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

（ⅰ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（ⅱ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ⅰ）記載の資本金等増加限度額から上記（ⅰ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

（ⅰ）当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅱ）新株予約権者が、本契約の規定に違反したとき、その他、当社との間の信頼関係を著しく損なう行為のあったと当社が認めたときは、当社は、その新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要することとされるが、新株予約権者は、本新株予約権を第三者に譲渡、質入その他の処分は行わない。

(12) 組織再編行為時における新株予約権の取り扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移動計画において定めた場合に限るものとする。

（ⅰ）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

（ⅱ）交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(ⅲ) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数

(ⅳ) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
上記（6）に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。

（ⅴ）交付される新株予約権の行使期間

上記（７）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（７）に定める行使期間の末日とする。

（vi）交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（９）に定めるところと同様とする。

（vii）交付する新株予約権の行使の条件

上記（８）に定めるところと同様とする。

（viii）交付する新株予約権の取得

上記（10）に定めるところと同様とする。

(13) 割当日　平成 25 年７月 17 日

(14) 新株予約権証券

新株予約権者は、新株予約権証券の発行請求権を放棄する。

(15) 端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(16) 新株予約権の行使

新株予約権者が新株予約権を行使するときは、当社所定の新株予約権行使請求書に引き受ける新株予約権行使数及び住所・氏名を記載し、押印の上、当社に提出するとともに、当社が定めた払込銀行又は信託会社に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を払い込まなければならない。新株予約権証券が発行されている場合は、あわせて添付する。

(17) 株主となる時期

新株予約権者が前条の規定により新株予約権を行使したときには、払込みのときに株主となる。

(18) 株式の預託

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使により取得する株式を、当社の指定する証券会社（以下「指定証券会社」という。）に新株予約権者が開設する管理口座に直接預託するものとする。

新株予約権者は、指定証券会社が定める管理口座約款に従い、指定証券会社に株式を預託するものとする。

以　上